

注意事項（青森県用）電話リレーサービス地域登録について

青森県（以下「県」という。）は、県内に居住する聴覚障がい者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意志疎通を図ることに支障がある者。以下同じ。）の情報アクセシビリティ向上のため、電話リレーサービスの利用料を県が負担する地域登録を期間限定で行う。

<青森県電話リレーサービス地域登録制度利用要件等>

- ①青森県電話リレーサービス地域登録（以下「青森県地域登録」という。）の期間は、登録開始月から令和9年3月31日までの間の最大6か月間とする。
- ②青森県地域登録は、令和9年3月31日をもって終了し、電話リレーサービスの提供及び県の利用料負担は終了する。
- ③青森県地域登録の期間終了後は、自動的に個人登録に移行し、料金プランは月額料なしプラン、支払方法は以下のとおりとなる。
 - ・青森県地域登録の期間中に新規に登録した場合：払込票払い
 - ・青森県地域登録の期間以前に登録していた場合：以前の支払方法なお、個人登録へ移行した後は、登録名が以下のように変更となる。
 - ・青森県地域登録の期間中
姓 青森県地域登録
名 田中太郎
 - ・青森県地域登録の期間終了後（個人登録）
姓 田中
名 太郎
- ④青森県地域登録の期間終了後、登録の削除を希望する場合は、利用者自身で登録解除の手続きを行うこと。
- ⑤青森県地域登録を利用できる者は、青森県内に住民登録している聴覚障がい者等とし、電話リレーサービス利用規約第4条第4項に規定する個人とする。
- ⑥申請は、電話リレーサービス利用者登録兼地域登録申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記載の上、提出することとし、申請書には以下の添付書類を添付すること。
 - 身体障害者手帳をお持ちの場合：【身体障害者手帳】
 - 身体障害者手帳をお持ちでない場合は：【電話リレーサービスを必要とすることを証明する書類（診断書など）】及び【本人確認書類】※もし本人確認書類内に電話リレーサービスを必要とすることを証明する事項の記載があれば、本人確認書類のみの提出でよい（運転免許証に「補聴器」の記載）。
- ⑦申請が適正と判断され、青森県地域登録が完了した場合には、登録完了に関するお知らせを簡易書留にて送付する。登録完了のお知らせ受領後から電話リレーサービスが使用できるものとし、電話リレーサービス利用に係る利用料は無償とする。
※料金プランは県が指定する方法となるため、利用者で変更しないこと。

- ⑧県は、利用希望者から提出された申請書を取りまとめ、一般財団法人日本財団電話リレーサービスに提出するものとする。この場合、一般財団法人日本財団電話リレーサービスによる審査において利用が適当と判断された場合は、提出の翌月から電話リレーサービスが利用できるものとする。
- ⑨既に電話リレーサービスを個人登録し使用している者については、別途一般財団法人日本財団電話リレーサービスより青森県地域登録への変更に係る連絡を行う。
- ⑩青森県地域登録の利用者として登録後に、以下の事由が生じた場合は県に対し、届け出を行うこと。
- a：氏名の変更があった場合
 - b：住所地の変更があった場合
 - c：地域登録の要件を喪失した場合（住所地を県外に移した場合）
- ⑪ ⑩のcの変更があった場合、原則として県に変更の届け出があった翌月（届け出の時期によっては翌々月）から地域登録を抹消し、個人登録に切り替えるものとする。ただし、届け出時に電話リレーサービスの利用停止の意思を表示した場合には、この限りではない。
- ⑫ ⑪の個人登録への切替え又は利用の停止については、手続完了後、電話リレーサービスのアプリにおいて、その旨を連絡する。
- ⑬県は、事業の適正な実施を行うため、利用者の住民登録状況を市町村に確認することがある。
- ⑭ ⑬の確認により、県内に住所地が無いことが判明し、別紙「電話リレーサービス利用規約」の規定により、電話リレーサービスを利用させることが適当でないと判断された場合、本人の同意を得ること無く、個人登録へ切り替え又は利用の停止手続きを行い、電話リレーサービスに登録されているメールアドレスにその旨を連絡する。個人登録に切り替えを行った場合において、電話リレーサービスを利用した場合には利用時間に応じた料金が発生するため、利用を停止したい場合には、電話リレーサービスのアプリ、もしくはパソコンで専用 Web サイトにおいて、停止の手続きを行うこと。
- ⑮青森県地域登録の申込者又は利用者に対し、送付した通知等が届かない場合は、再度送付先を確認し、送付することとするが、当該者に連絡がつかないなど、対応が困難な場合には、利用を停止することがある。
- ⑯県から青森県地域登録の利用者に対し、県の施策等に関するアンケート等を行うことがあるため、協力すること。
- ⑰地域登録制度の申込者の情報、利用者の情報、その他県に提出された書類に含まれる情報については、県及び一般財団法人日本財団電話リレーサービスが共有する。
- ⑱その他、ここに定めのない事項に関しては、電話リレーサービス利用規約の定めに従うこと。